

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム標準化対応支援業務（令和5年度）

2 契約の相手方

I T b o o k株式会社

3 随意契約理由

現行の戸籍情報システムは本市全体方針に基づき、令和8年1月までにガバメントクラウド等で稼働する標準準拠システムへの移行を計画しており、令和6年度より移行開始予定である。

標準化移行に向けて、本業務は標準仕様書と現行システムの差異により生じる業務影響にかかる対応策の検討や業務見直しの計画及び標準準拠システムの調達方針を作成するものである。

戸籍事務・戸籍の附票事務は、令和3年9月の標準化法施行時には標準化対象事務に含まれておらず、令和4年1月に標準化対象事務に追加され、令和4年8月に標準仕様書が公表された。さらに、令和5年3月に人口動態調査事務・火葬等許可事務が戸籍事務に含まれる形で標準化対象事務に追加され、令和5年8月に標準仕様書が公表され、ようやく一通りの標準仕様書が揃った。これを受けて、本市現行システムベンダによる全事項の現行システムと標準仕様書のFit&Gap分析を行い、その結果が令和5年9月以降に確定される見込みとなり、令和5年10月から本業務の開始が可能となった。

なお、令和8年1月までに標準準拠システムへの移行を完了するためには令和6年4月1日から標準化移行開始が必須となるため、本支援業務は令和6年3月末までに完了する必要がある。しかし、適切な入札実施期間を確保したうえで総合評価方式による入札を執行すると、入札公示は令和5年10月、履行開始は令和6年2月となり、本支援業務を令和6年3月末までに完了することができない。

戸籍事務は実務を進めるうえで住民記録・印鑑登録事務と密接に関わっており、運営方法は各区の特性や実情を踏まえ、様々に分かれることから、双方のシステム運用について、熟知したうえで各システムの標準化移行を進めていくことが不可欠となる。

また、本支援業務を開始するためには、これまでの住民記録・印鑑登録システムの支援内容及び移行計画を熟知し、各システム等の関係者との連携体制の確保を行うまで概ね2ヶ月間を要する。

現在、戸籍情報システムと同様に住民記録・印鑑登録システムにおいても、令和8

年1月までに標準準拠システムへの移行を進めているところであり、戸籍情報システムよりも早期に移行計画が確定し、令和5年4月1日から9月30日まで標準準拠システムの調達・移行プロジェクト計画を策定する支援業務が実施された。また令和5年7月31日より移行の本格実施をしており、令和5年10月1日より移行開始に伴う支援業務が開始予定である。住民記録・印鑑登録システムにおける支援業務を実施している ITbook 株式会社は本市の状況に合った支援業務のノウハウ及び連携体制を有している。戸籍情報システムにおける本支援業務を実施するにあたり、本ノウハウや既存の連携体制を活用することで期間の短縮及び円滑な業務実施が見込まれ、期限内に本支援業務を完了することができる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、他の発注に係る実施中の業務の内容と関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる本業務について、ITbook 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）

2 契約の相手方

FPM-α 今井 悠子

3 随意契約理由

若年世代を主な対象として「外国人」に関する人権課題に理解を深める広報用動画を作成する本事業の実施にあたり、短時間の動画の視聴により「気づき」を促せるものでなければならないことから、「関心を引く」「正しく伝える」等の要素を短時間で効果的に動画に組み込むテクニックが求められる。このことから契約の目的に相応するノウハウ等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であることからプロポーザル方式を採用した。本市の委託業者選定委員会において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容などで総合的に優れた提案を行った FPM-α 今井 悠子を選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

「男女共同参画と防災」ワークショップ実施および啓発動画制作業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人レジリエンス教育研究所

3 随意契約理由

本事業は、男女共同参画の視点を反映した防災や復興、女性と男性のニーズや影響の違い、女性の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的としており、より多くの市民に情報を届けるため、訴求力のある内容での啓発動画を作成することが肝要である。そのため、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。なお、契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容及び手法、成果測定のための指標と目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、有識者で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号 06-6208-9156）